

はじめに

中部地方環境事務所は、地球温暖化対策、廃棄物・リサイクル対策、自然環境保全等、今日の環境行政において国として軸足を地域に置いた施策の展開が求められていることを背景として、中部7県（富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、愛知県及び三重県^(※)）を管轄する環境省の地方支分部局として平成17年10月に設置されました。

^(※) 国立公園及び国指定鳥獣保護区に関する管轄区域の特例として、新潟県及び群馬県の一部が含まれます。

環境省の出先機関として求められる役割として、これまで地域の様々な主体との連携・協働の下に、国としての責任を果たすべき課題に対する地域の実情に応じた機動的できめ細かな施策の展開、地域でのパートナーシップ形成を通じた地域環境力の活性化と支援の推進、地域での環境保全活動の推進や環境省本省の政策立案を支える地域の環境データバンクづくり等に努めてまいりました。

この業務概況は、中部地方環境事務所が現在取り組んでいる施策や中部地方の環境の現状について、より理解を深めていただくことを目的として、一昨年度より作成しているものです。

とりわけ、昨年10月には、生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）が愛知県名古屋市で開催され、愛知目標や名古屋議定書等が採択されました。会議は終わりましたが、今後も私たちの経済・社会活動のあらゆる場面において、生物多様性保全への取組を進めていく必要があります。

このため、平成23年版の業務概況では、第1部において、生物多様性の主流化に向けた中部地方環境事務所の取組について詳しく紹介しました。また、第2部では、平成22年度を中心とした各分野における施策の実施状況と、平成23年度に計画している施策の概要について、できるだけ具体的なデータを用いて整理しました。さらに、参考資料を充実し、中部地方の環境の現状や取組をよりビジュアルに理解していただくための資料（MAPで見る中部地方の環境）を昨年度に引き続き記載しました。

発足後6年目を迎えました中部地方環境事務所の活動について、今後とも一層の御理解と御協力を賜りますよう、よろしく願いいたします。